消防予第 383 号 消防特第 159 号 令和7年8月 29日

消防庁次長(公印省略)

火災予防条例(例)の一部改正について(通知)

本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書をとりまとめたところです。本報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、 各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知 されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項 火災予防条例(例)上の火災に関する警報は、消防法(昭和 23 年法律第 186号)第22条第3項に規定するものであることを明確にしたこと。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限 (窓、出入口等の閉鎖)について、一般的な事務所や住宅における火を使用 する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行ったこと。た だし、地域の実情に応じて、当該規定を引き続き設けることとしても差し支 えないこと。(第 29 条関係)

- 第2 林野火災の予防に関する事項
 - 1 林野火災に関する注意報

市(町・村)長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとしたこと。

また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市(町・村)の区域内にある者は、火災予防条例(例)第 29 条 各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととしたこと。

さらに、市(町・村)長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとしたこと。(第29条の8関係)

2 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用 の制限

市(町・村)長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例(例)第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしたこと。(第29条の9関係)

第3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含 まれることを明確にしたこと。

また、消防長(消防署長)は、火災予防条例(例)第 45 条第 1 項各号に 掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定する ことができることとしたこと。(第 45 条関係)

第4 その他

施行期日は、令和8年1月1日としたこと。(附則関係)

なお、改正後の条例の運用については、「令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」(令和7年8月29日付け消防庁次長通知)及び「「林野火災の予防及び消火活動について(通知)」の改正について」(令和7年8月29日付け消防災第130号等消防庁防災課長等関係課室長連名通知)も参考にすること。

(問い合わせ先)

予防課

担 当:高木、松下 電 話:03-5253-7523

特殊災害室

担 当:石野、鈴木 電 話:03-5253-7524

0 〇市 (町・村)火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

〇火災予防 条例 (例) (昭和三十六年十月二十二日 自消甲予発第七十三号)

後欄 二重傍線を付した規定 次 に掲げ \mathcal{O} 表に る規 より、 定の傍線を付 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正 (以下「対象規定」という。) はこれを削り、 し又は破線で囲 ん だ部分のように改め、 改正後欄に掲げる対象規定は、これ 改正前欄に掲げるその標 記部 分に

を加える。

災に関する警報をいう。以下第二十九条 火災に関する警報	(火災に関する警報の	附則	[第四章~第七章 略]	九)	第三章の三 林野火災	第二十九	第三章の二 住宅用防	[第一章~第三章 略]	目次	改
に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における十九条 火災に関する警報(法第二十二条第三項に規定する火	発令中における火の使用の制				火災の予防(第二十九条の八・第二十九条の	第二十九条の二~第二十九条の七)	住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等			正
%合における に規定する火	制限)				二十九条の		る基準等(後
第二十九条 火災に関す	(火災に関する警報の	附則	[第四章~第七章 日			二十九冬	第三章の二 住宅用は	[第一章~第三章 目	目次	改
の各号に定めるところによらなければならなに関する警報が発せられた場合における火の	の発令中における火の使		同上]			九条の二~第二十九条の七)	住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等	同上]		正
なければならない。	用の制限)						に関する基準等(前

b 火の使用につ ない。 ては、 次の各号に定めるところによらなけ れ ば な

Щ 林、 原野等において火入れをしないこと。

煙火を消 費しないこと。

三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

兀 屋 一外に おいては、 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の

附 近で喫 煙をしないこと。

Ŧī. こと。 認めて市 Щ 林、 原野等の場所で、 **町** 村 長が指定した区域内において喫煙をし 火災が発生するおそれが大であると ない

六 残火(たばこの 吸殻を含む。)、 取灰又は火粉を始末するこ

と。

[削る]

第 三章 · の 三 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第二十九条の八 市 町 村 長は、 気象の状況が山 予防上注意を要す 林、 原 野等に

ると認めるときは 林野火災に関する注意報を発することができ

る。

おける火災

以

下

林野火災」という。)

0)

2 れるまでの 前 項 の規 間 定による注意報が 市 町 村 発せられたときは の区域内に在る者は 注 |意報が 第二十九条各 解除さ

> Щ 林、 原野等において火入れをしないこと。

煙火を消費しないこと。

屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

三

兀

屋外に おい ては、 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物 0

附 近で喫煙をしないこと。

五. 認めて市 Щ 林、 原 。 町 野等の場所で、 村) 長が指定した区域内において喫煙をしない 火災が発生するおそれが大であると

こと。

六 残火 (たばこの吸殻を含む。)、 取灰又は火粉を始末するこ

<u>ځ</u> 。

七 行なうこと。 屋内に おい て裸火を使用するときは、 窓、 出入口等を閉じて

新設

号に定 め る火 0 使 用 0) 制 限に従うよう努め なけ れ ば ならな

3 市 町 村 長 は 林 :野火災の 発 生 0 危険性 を勘 案して 前 項

することができる。 \mathcal{O} 規定による火の 使用 0 制限 の努力義務 の対象となる区域を指定

る火の 使用 0) 制 限)

(林野 火災の予防を目 的とした火災に関する警 報 (T) 発令中 にこ お

第二十九条の 火災に 関 する警報を発し 九 市 町 たときは 村 長 は 林野 林野 火災 火災 0) 0 発生 予 防 を目 0) 危険 的とし 然性を勘

案して、 第二十九条各号に定める火の使用 0 制 限 0 対象となる区

域を指定することができる。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の 届出

第四十五 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者 は、 あらかじ

め、

その旨を消防長

(消防署長)

に届

け出

「な け

ればならない。

第四十

五.

条

火災とまぎらわし 1 煙又は火炎を発するおそれのある行為

たき火を含む。)

煙火(がん具用煙火を除く。) 0) 打 上げ 文は 仕 掛 け

三 劇場等 以 外 0 建 築物その 他 \mathcal{O} 工作物 における演劇、 映 い画 その

他 \mathcal{O} 催 物 \mathcal{O} 開 催

兀 水 道 \mathcal{O} 断 水又は 減 水

五. 消 防 隊 \mathcal{O} 通 近行その 他消防 活動 に支障 を及ぼ す がおそれ . (T) あ る道

工 事

六 祭 礼 縁 日、 花 火大会、 展示会その 他 心多数 0 者の 集合する

> (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の 届 出

次の各号に掲げる行為をしようとする者は、

め その旨を消 防長 (消防署長) に届け出なければならない。

火災とまぎら っわしい 煙又は火炎を発するおそれ のある行為

煙 火 がが ん具用 煙火を除く。) 0) 打 上げ 又 は 仕 掛 け

劇 場 等 以 外 \mathcal{O} 建 築物その 他の工作物における演劇、 映画 「 そ の

他 \mathcal{O} 催 物 \mathcal{O} 開 催 三

兀 水 道 \mathcal{O} 断 水 又 は 減 水

五. 消 防 隊 \mathcal{O} 通 行その 他消 防活動に支障を及ぼすおそれ 0 ある道

路 工 事

六 祭 礼、 縁 日 花 火大会、 展示会その他の多数の者の集合する

あら

ľ

2を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付
	いて、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。
[新設]	2 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為につ
合に限る。)	合に限る。)
催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場	催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場